

ID: 93

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名根拠条項	旭市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第88号		
<p>【基準】 第5条の規定による。 (使用料) 第5条 コミュニティ施設の使用料は、旭市使用料及び手数料に関する条例(平成17年旭市条例第60号)の定めるところによる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 95

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用中止命令		
例規名 根拠条項	旭市コミュニティ施設の管理及び運営に関する規則 第7条		
例規番号	令和3年教育委員会規則第2号		
<p>【基準】 第7条の規定による。 (使用の中止) 第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の中止を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公益を害し、又は秩序を乱すおそれがあると認めたとき。 (2) 建物又はその附属施設を損傷するおそれがあると認めたとき。 (3) 許可を受けた目的以外に使用したとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が不相当と認めたとき。 			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 195

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	旭市民会館の設置及び管理に関する条例 第10条		
例規番号	平成17年条例第136号		
<p>【基準】 第10条の規定による。 (使用料) 第10条 市民会館の使用料は、旭市使用料及び手数料に関する条例(平成17年旭市条例第60号)の定めるところによる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 198

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	旭市民会館の設置及び管理に関する条例 第13条		
例規番号	平成17年条例第136号		
<p>【基準】</p> <p>第13条及び旭市暴力団排除条例第10条の規定による。 (使用の取消し等)</p> <p>第13条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、その使用を取り消し、又は停止し、若しくは使用の条件を変更することができる。この場合において、これらの処分により生じた損害については、教育委員会は、その賠償の責任を負わない。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めたとき。</p> <p>(公の施設の暴力団の利用制限)</p> <p>第10条 市、教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市が指定する者をいう。)は、市が設置した公の施設の利用が暴力団を利することとなると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可の取消し等の措置を講ずることができる。</p> <p>2 市長又は教育委員会は、前項に規定する措置を講ずるための必要な事項について警察本部長に意見を聴くことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 203

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	旭市公民館の設置及び管理に関する条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第137号		
<p>【基準】</p> <p>第9条及び旭市暴力団排除条例第10条の規定による。 (使用許可の取消し又は停止)</p> <p>第9条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するものと認めた場合又は事業運営上特別な必要が生じた場合には、使用許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 法第23条の規定に違反したとき。 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。 (3) 施設又はその附属設備等を損傷するおそれのあるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、管理運営上支障があるとき。</p> <p>(公の施設の暴力団の利用制限)</p> <p>第10条 市、教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市が指定する者をいう。)は、市が設置した公の施設の利用が暴力団を利用することとなると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可の取消し等の措置を講ずることができる。</p> <p>2 市長又は教育委員会は、前項に規定する措置を講ずるための必要な事項について警察本部長に意見を聴くことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 204

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	旭市公民館の設置及び管理に関する条例 第11条		
例規番号	平成17年条例第137号		
【基準】 第11条の規定による。 (使用料) 第11条 公民館を利用しようとする者は、旭市使用料及び手数料に関する条例(平成17年旭市条例第60号)に定めるところにより使用料を納入しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 205

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	図書館資料の利用の制限又は禁止		
例規名 根拠条項	旭市図書館規則 第7条		
例規番号	平成17年教育委員会規則第19号		
<p>【基準】 第7条の規定による。 (利用の制限) 第7条 館長は、この規則に違反し、又は館長の指示に従わなかった者に対し、図書館資料の利用を制限し、又は禁止することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 207

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	返納を怠った者に対する貸出しの禁止		
例規名根拠条項	旭市図書館規則 第13条(第17条において準用する場合を含む。)		
例規番号	平成17年教育委員会規則第19号		
<p>【基準】</p> <p>第13条の規定による。 (返納を怠った者に対する処置)</p> <p>第13条 館長は、図書館資料を期間内に返納しなかった者に対し、期間を定めて貸出しを禁止することができる。</p> <p>運用は、「旭市図書館窓口対応マニュアル」による。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 210

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	いいおかコートピアセンターの設置及び管理に関する条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第139号		
<p>【基準】</p> <p>第8条及び旭市暴力団排除条例第10条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を停止させ、若しくは使用の許可を取り消し、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(公の施設の暴力団の利用制限)</p> <p>第10条 市、教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市が指定する者をいう。)は、市が設置した公の施設の利用が暴力団を利用することとなると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可の取消し等の措置を講ずることができる。</p> <p>2 市長又は教育委員会は、前項に規定する措置を講ずるための必要な事項について警察本部長に意見を聴くことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 211

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	いいおかユートピアセンターの設置及び管理に関する条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第139号		
<p>【基準】 第9条の規定による。 (使用料) 第9条 センターの使用料は、旭市使用料及び手数料に関する条例(平成17年旭市条例第60号)に定めるところにより使用者が納入しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 214

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用許可の取消し		
例規名 根拠条項	海上ふれあい館の設置及び管理に関する条例 第7条		
例規番号	平成17年条例第140号		
<p>【基準】</p> <p>第7条及び旭市暴力団排除条例第10条の規定による。 (使用許可の取消し)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、ふれあい館の管理上支障があると認めたとき。</p> <p>(公の施設の暴力団の利用制限)</p> <p>第10条 市、教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市が指定する者をいう。)は、市が設置した公の施設の利用が暴力団を利用することとなると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可の取消し等の措置を講ずることができる。</p> <p>2 市長又は教育委員会は、前項に規定する措置を講ずるための必要な事項について警察本部長に意見を聴くことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 216

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	現状変更等の許可の取消し等		
例規名 根拠条項	旭市文化財の保護に関する条例 第13条第4項		
例規番号	平成17年条例第141号		
<p>【基準】</p> <p>第13条の規定による。 (現状変更等の制限)</p> <p>第13条 指定文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を採る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。</p> <p>3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 217

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	環境保全命令		
例規名 根拠条項	旭市文化財の保護に関する条例 第14条第1項		
例規番号	平成17年条例第141号		
<p>【基準】 第14条の規定による。 (環境保全) 第14条 教育委員会は、指定文化財の保全のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による処分によって損失を受けた者に対しては、市は、その損失を予算の範囲内で補償することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 221

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	入館料の徴収		
例規名 根拠条項	大原幽学記念館の設置及び管理に関する条例 第6条		
例規番号	平成17年条例第145号		
<p>【基準】 第6条の規定による。 (入館料) 第6条 記念館に入館しようとする者は、旭市使用料及び手数料に関する条例(平成17年旭市条例第60号)に定めるところにより、入館料を納入しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 223

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用中止命令等		
例規名 根拠条項	大原幽学記念館の設置及び管理に関する条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第145号		
<p>【基準】 第8条の規定による。 (入館及び使用の制限) 第8条 館長は、次の各号のいずれかに該当するものがある場合は、その者の入館を拒否し、又は使用の中止を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 展示品、保管物、施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。 (2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。 			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 228

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	旭市海上キャンプ場の設置及び管理に関する条例 第8条(第12条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成21年条例第3号		
<p>【基準】</p> <p>第8条及び旭市暴力団排除条例第10条の規定による。 (使用の許可の取消し等)</p> <p>第8条 教育委員会は、第6条の規定によりキャンプ場の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は当該許可に係る使用を制限することができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 虚偽の申請その他不正な手段により使用の許可を受けた事実が明らかになったとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、キャンプ場の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(公の施設の暴力団の利用制限)</p> <p>第10条 市、教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市が指定する者をいう。)は、市が設置した公の施設の利用が暴力団を利用することとなると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可の取消し等の措置を講ずることができる。</p> <p>2 市長又は教育委員会は、前項に規定する措置を講ずるための必要な事項について警察本部長に意見を聴くことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 229

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	旭市海上キャンプ場の設置及び管理に関する条例 第9条		
例規番号	平成21年条例第3号		
<p>【基準】 第9条の規定による。 (使用料) 第9条 使用者は、旭市使用料及び手数料に関する条例(平成17年旭市条例第60号)に定める使用料を納付しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 231

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	行為の許可の取消し等		
例規名 根拠条項	滝のさと自然公園の設置及び管理に関する条例 第6条(第15条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	令和元年条例第19号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (行為の許可の取消し等)</p> <p>第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、前条第1項又は第3項の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例の規定に基づく規則に違反している者</p> <p>(2) 前条第4項の規定により付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により前条第1項又は第3項の規定による許可を受けた者</p> <p>2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第1項又は第3項の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) 公園の管理上の理由外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 233

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	占用等の許可の取消し等		
例規名 根拠条項	滝のさと自然公園の設置及び管理に関する条例 第10条		
例規番号	令和元年条例第19号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (占用の許可の取消し等)</p> <p>第10条 教育委員会は、第6条第1項各号のいずれかに該当する者に対して、前条第1項又は第3項の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。</p> <p>2 教育委員会は、第6条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、前条第1項又は第3項の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 234

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	滝のさと自然公園の設置及び管理に関する条例 第11条		
例規番号	令和元年条例第19号		
<p>【基準】 第11条の規定による。 (使用料の徴収) 第11条 第5条第1項又は第3項の許可を受けた者及び第9条第1項又は第3項の許可を受けた者は、旭市使用料及び手数料に関する条例(平成17年旭市条例第60号)に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1010

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	現状変更等の行為の停止命令及び許可の取消し(千葉県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則第3条第1項に規定する現状の変更及び保存に影響を及ぼす行為に係るものに限る。)		
例規名 根拠条項	千葉県文化財保護条例 第38条第3項において準用する第14条第4項		
例規番号	昭和30年千葉県条例第8号		
<p>【基準】</p> <p>第14条第4項の規定による。 (現状変更等の制限)</p> <p>第14条</p> <p>4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日